

別居の父母等を認定する場合の仕送り額の取扱い

1 認定対象者が1人の場合

※年間収入額をAとし、基準額を130万円とする。

(1) $A + (A \times 1 / 2) \geq 130 \text{万円}$ 仕送り額 = $A \times 1 / 2$

(2) $A + (A \times 1 / 2) < 130 \text{万円}$ 仕送り額 = $130 \text{万円} - A$

2 認定対象者が2人の場合（父母の片方認定を含む。）

※2人の年間収入額をBとし、基準額を200万円とする。

(1) $B + (B \times 1 / 2) \geq 200 \text{万円}$ 仕送り額 = $B \times 1 / 2$

(2) $B + (B \times 1 / 2) < 200 \text{万円}$ 仕送り額 = $200 \text{万円} - B$

(認定対象者が3人以上の場合は、上記2の基準額に1人につき70万円を加算した額を基準額とする。)

[具体例]

1-(1) 父死亡、母年金90万円の場合

$$90 \text{万} + (90 \text{万} \times 1 / 2) \geq 130 \text{万}$$

$$90 \text{万} \times 1 / 2 = 45 \text{万}$$

仕送り額45万円

2-(1) 母のみ認定の場合

父年収240万円 母無職60歳未満の場合 父母合算240万

$$240 \text{万} + (240 \text{万} \times 1 / 2) \geq 200 \text{万}$$

$$240 \text{万} \times 1 / 2 = 120 \text{万}$$

仕送り額120万円

2-(2) 父母2人認定の場合

父年収80万円 母年金40万円の場合 父母合算120万

$$120 \text{万} + (120 \text{万} \times 1 / 2) < 200 \text{万}$$

$$200 \text{万} - 120 \text{万} = 80 \text{万}$$

仕送り額80万円

※なお、①認定対象者と他扶養義務者の年収（組合員からの仕送り額を含む。）の合計をその人数で除した金額と、②組合員の収入から仕送り額を除いた金額を「組合員」及び「対象者以外の被扶養者」の数で除した金額を比較し、認定対象者の世帯の方（①）が多い場合は、認定できません。

(例) 認定対象者：別居の母（長男、二男の2人を認定中の場合）

母年収70万円 父（母と同居）年収190万円 組合員年収490万円

仕送り額130万円

① $(70 \text{万} + 190 \text{万} + 130 \text{万}) \div 2 \text{人} = 195 \text{万円}$

② $(490 \text{万} - 130 \text{万}) \div 3 \text{人} = 120 \text{万円}$

$195 \text{万} > 120 \text{万}$ より、認定対象者の世帯の方が多いため認定不可。